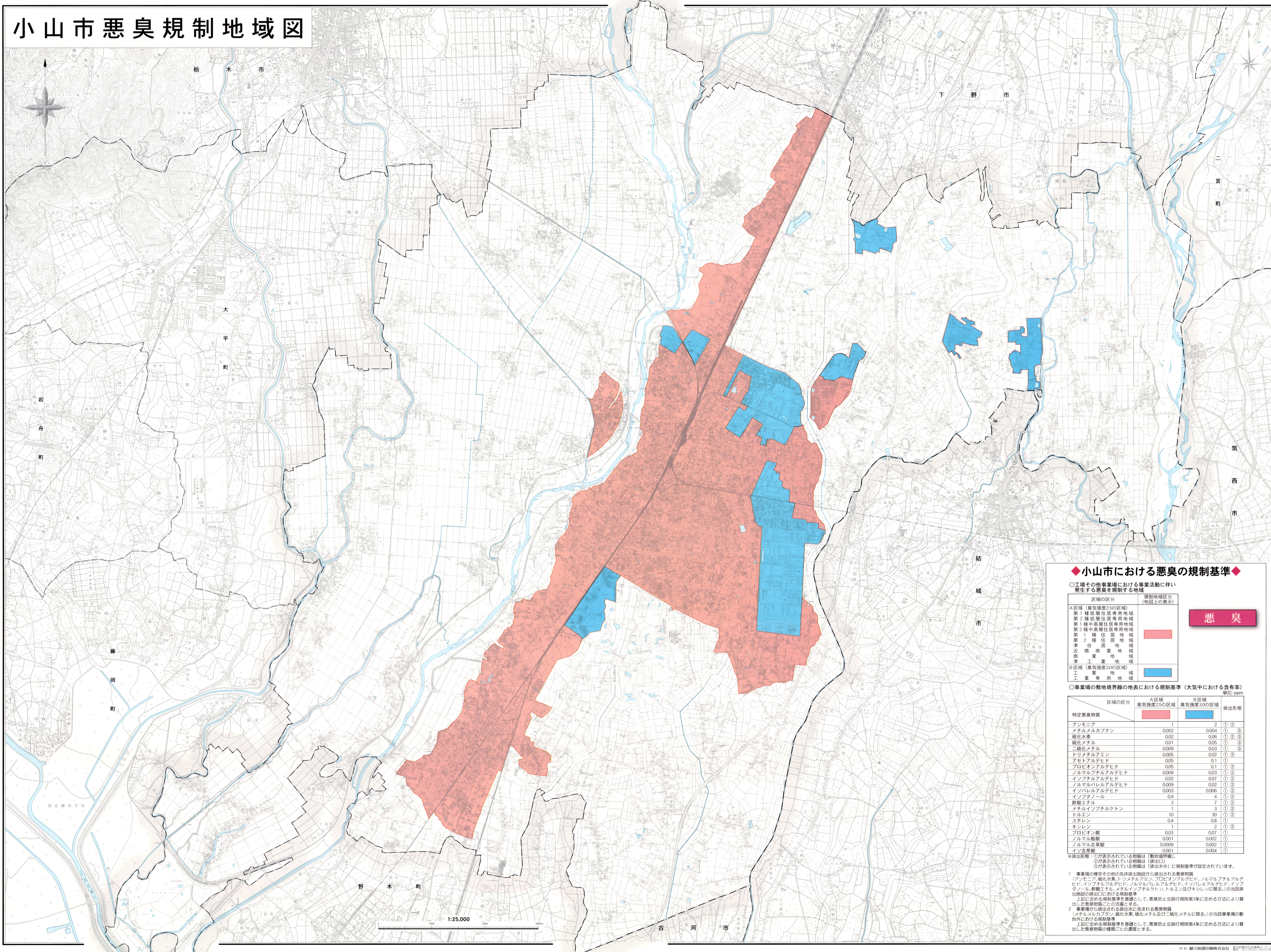


小山市悪臭規制地域図



◆小山市における悪臭の規制基準◆

○工場その他事業場における事業活動に伴い発生する悪臭を規制する地域

区域の区分	規制地域区分 (地図上の表示)
A区域 (臭気強度2.0の区域)	[Red Box]
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
住居商業地域	
商業地域	
B区域 (臭気強度3.0の区域)	[Blue Box]
工業地域	[Blue Box]
工業専用地域	

悪臭

○事業場の敷地境界線の地表における規制基準 (大気中における含有率) 単位: ppm

特定悪臭物質	区域の区分		排出形態
	A区域 臭気強度2.0の区域	B区域 臭気強度3.0の区域	
アンモニア	1	2	①②
メチルメルカプタン	0.002	0.004	①②③
硫化水素	0.02	0.06	①②③
硫化メチル	0.01	0.05	①③
二硫化メチル	0.009	0.03	①③
トリメチルアミン	0.02	0.02	①②
アセトアルデヒド	0.05	0.1	①
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	①②
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	①②
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	①②
ノルマルペンタールアルデヒド	0.009	0.02	①②
イソペンタールアルデヒド	0.003	0.006	①②
イソブチロール	0.9	4	①②
酢酸エチル	7	7	①②
メチルイソブチルケトン	1	3	①②
トルエン	10	30	①②
スチレン	0.4	0.8	①
キシレン	2	2	①②
プロピオン酸	0.03	0.07	①
ノルマル酸	0.001	0.002	①
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	①
イソ吉草酸	0.001	0.004	①

※排出形態: ①が表示されている物質は「敷地境界線」、②が表示されている物質は「排出口」、③が表示されている物質は「排水体」に規制基準が設定されています。

- 事業場の境界線その他の気体排出施設から排出される悪臭物質 (アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンタールアルデヒド、イソペンタールアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンタールアルデヒド、イソペンタールアルデヒド) の当該事業場の敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した悪臭物質ごとの濃度とする。
- 事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質 (アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンタールアルデヒド、イソペンタールアルデヒド) の当該事業場の敷地外における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した悪臭物質ごとの濃度とする。